

第5期帯広市
農業・農村基本計画
(案)

帯 広 市

目次

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の期間	2
3. 第六期帯広市総合計画と第5期帯広市農業・農村基本計画	2
4. 第4期帯広市農業・農村基本計画の実施状況	2
5. 国や北海道と帯広市の計画	5

第2章 帯広市農業の現状と課題

1. 帯広市農業の特性	7
2. 農業を取り巻く社会経済情勢	10
3. 帯広市農業の主要課題	12

第3章 計画の基本方針及び指標

1. 基本方針	14
2. 計画の指標	15

第4章 施策の基本方向及び各事業

1. 環境と調和した農業生産の推進	
(1) 生産基盤の整備の促進	17
(2) 安全・安心で良質な食料生産の推進	17
(3) 環境保全型農業の推進	18
(4) 生産技術向上の体制充実	19
(5) 酪農・畜産の振興	20
2. たくましい担い手の育成	
(1) 担い手の育成・確保の推進	21
(2) 円滑な経営継承の支援	22
(3) 多様な担い手の活躍の支援	22
(4) 優良農地の継承・維持	23
3. 加工・販売と地産地消の促進	
(1) 十勝型地産地消の推進	23
(2) 消費者・実需者ニーズへの対応支援	24
(3) 地域ブランドの価値向上支援	24
4. 食育の推進	
(1) 食育の推進	25
5. 魅力ある農村づくり	
(1) 農村コミュニティの維持	26
(2) 農業・農村文化の維持・継承	26
6. 豊かな森林の育成	
(1) 豊かな森林の育成	27
7. ばんえいの振興	
(1) ばんえいの振興	28
第5章 計画の推進体制	29
(参考資料) 用語解説	30

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

帯広市の農業振興に関する計画は、昭和46年度の「帯広市における農村地域再開発のための基本計画」（第1期計画）に始まり、以来、平成12年度策定の「第4期帯広市農業・農村基本計画」に至るまで、それぞれの時代における様々な課題を見据えながら、本市の農業振興の指針として策定されてきました。

この間、本市の農業は、幾多の課題を乗り越えながら、日本の食料供給基地としての地位を確立するとともに、地域経済に様々な波及効果をもたらし、本市の基幹産業としての役割を担ってきました。

一方、地球規模の環境変化による干ばつ等の発生、アジア、アフリカを中心とする世界的な人口増加や開発途上国の経済成長による穀物需要増、バイオ燃料等の非食用需要増等に伴う穀物価格の上昇など食料をめぐる国際情勢が大きく変化しています。

このような中、食料の多くを海外に依存している我が国は、輸入相手国との緊密な情報交換を通じ、食料の安定的な確保に努めることが求められています。

現在すすめられている、WTOやEPA等の国際貿易に関する各国各地域との交渉に当たっては、我が国全体として経済・外交上の利益、我が国農業、特に重要品目を抱える北海道農業の重要性を踏まえ戦略的に交渉をすすめています。

また、国内では、特に都府県において、農業を担う者が減少するとともに耕作放棄地が増え、現状の農業がこれ以上落ち込まないための様々な取り組みが行われています。

このような国内外の情勢の下、本市の農業は、日本の食料供給基地として、土地利用型農業を主体としながら、近年では、長いも、大根などの青果物の産地形成がすすめられています。

今後ともこの地位を堅持し発展させていくことはもとより、安全で安心な食料を安定的に供給するとともに、豊かな国土の保全など、農業の多面的機能の発揮や関連産業との連携による高付加価値化や雇用の創出など、地域経済の発展に資することが期待されています。

こうしたことから、今後の本市の農業・農村における取り組みの具体的な指針を示すために新たな農業・農村の振興計画を策定するものです。

2. 計画の期間

本計画は、目標年度を平成 31 年度とし、平成 22 年度から平成 31 年度までの 10 年間の計画の期間として定めます。

なお、農業を取り巻く諸情勢の変化に応じ、適宜必要な見直しを行います。

3. 第六期帯広市総合計画と第 5 期帯広市農業・農村基本計画

「第六期帯広市総合計画」は、まちづくりの主役である市民と行政が力を合わせて市民協働によるまちづくりをすすめる指針となるものです。この計画では、本市がめざす都市像を「人と環境にやさしい 活力ある 田園都市 おびひろ」としています。

その具体像として産業面では、力強い産業が育つ「活力あふれるまち」を実現するとし、本市の主要産業である農林業の振興においては、「安全で良質な農畜産物の生産や付加価値の向上をはかるとともに、農業・農村の持つ多面的な機能の活用を促進するなど、環境と調和する農林業を振興します」を目標としています。

「第 5 期帯広市農業・農村基本計画」は、「第六期帯広市総合計画」の分野計画であり、本市の農業施策の柱となるものです。

4. 第 4 期帯広市農業・農村基本計画の実施状況

第 4 期計画は、それまでの農業生産振興施策に加え、食料自給率の向上や地球環境問題への対応などを背景に国家的責任を全うする農業の展開をはじめ、安全性を求める消費者動向に配慮した農畜産物の生産、農業・農村の持つ多面的機能、農村環境の整備など様々な観点から、本市の農業・農村の振興をはかるために策定したものです。

第 4 期計画では、「地域経済をささえる産業として自立した農業」、「国民の信頼に応える良質な食料を生産する農業」、「産地として個性が見える開かれた農業」、「自然環境に配慮した責任を全うする農業」、「互いを尊重し相互に助け合う農村づくり」、「文化を創り育て伝え合う農村づくり」の 6 つの目標を掲げて、各種施策を展開してきました。

計画期間中には、BSE や鳥インフルエンザの国内発生、度重なる食品偽装表示の発覚など、農業者だけではなく消費者にも不安を与えるような食をめぐる問題が顕在化しました。これら情勢の大きな変化をうけて、第 4 期計画を補完する「帯広市「食」の安全・安心推進プラン」、「帯広市食育推進計画」を策

定するなど、農業者とともに本市の農業の健全な発展に向けて柔軟な対応をすすめてきました。

各施策の実施状況は、概ね順調に実施した事業が、「農業技術の向上」・「農畜産物の安定生産」では、農業技術センターの機能充実、新技術開発・導入の促進、安全な農畜産物生産の推進などです。

また、「担い手の確保育成」・「加工・流通・販売の促進」では、営農組織・法人化の推進、十勝ふるさと農学校の充実、女性活動・高齢者活動の促進、地産地消拡大推進事業、地域ブランドの確立推進、十勝の農畜産物の安全性PRなどです。

さらに、「環境と調和した農業」・「責任ある農業の推進」では、有機循環型農業の推進、農業廃棄物適正処理の推進、耕地防風林の整備促進、「農業理解の促進」では、農業理解交流事業などです。

概ね順調の要因は、営農活動に必要な気象情報や農業技術情報の収集と提供を充実させたことや、消費者の食をめぐる信頼が失われたことを契機に、消費者の安全意識が高くなったことを受けて、安全・安心な農畜産物の生産促進や安全性のPR、生産者と消費者との交流を積極的に行ったこと、さらには、農業分野における廃棄物の適正処理に対して、個々の農家が積極的に取り組んだことなどによると考えます。

一方、やや遅れとなっている事業が、「生産基盤の整備」・「経営基盤の整備」では、道営畑地帯総合整備事業、農地保有合理化事業、帯広市八千代公共育成牧場整備事業、農業経営研究支援などです。

また、「農村コミュニティの整備」では、農村下水道整備事業、地域手づくり整備支援などです。

やや遅れの要因は、生産基盤整備は計画的に実施したものの、道営事業の全体事業量が減少したことや、優良農地が認定農業者によって維持・保全されたことから、農地流動化資金の需要が少なかったことのほか、少子高齢化、人口減少等による農村下水道整備事業量が減少したことなどによると考えられます。

第4期計画全体としては、農業者をはじめ、行政及び関係機関が連携し、農業を取り巻く環境情勢の変化や課題にも柔軟に対応しながら、概ね順調に取り組みをすすめ、農家戸数では、計画目標の710戸を上回る740戸を堅持するなど、わが国を代表する食料供給基地としての地位を強固なものにすることができました。

(参考)

1971年(昭和46年) 帯広市における農村地域再開発のための基本計画(第1期) 策定
1979年(昭和54年) 帯広市における新農村地域再開発基本計画(第2期) 策定
1989年(平成元年) 帯広市農業基本計画(第3期) 策定
2000年(平成12年) 第4期帯広市農業・農村基本計画 策定

第4期帯広市農業・農村基本計画 各施策の実施状況

基本方向	施策の体系		実施状況
1. 国内外の環境変化に柔軟に対応する個性的で効率的な農業を展開する	地域経済をささえる産業として自立した農業	生産基盤の整備	やや遅れ
		経営基盤の整備	やや遅れ
	国民の信頼に応える良質な食料を生産する農業	農業技術の向上	概ね順調
		農畜産物の安定生産	概ね順調
	産地として個性が見える開かれた農業	担い手の確保育成	概ね順調
		加工・流通・販売の促進	概ね順調
	自然環境に配慮した責任を全うする農業	環境と調和した農業	概ね順調
		責任ある農業の推進	概ね順調
2. 生産と生活のもとに人と自然が共生するおいしいのある農村を創出する	互いを尊重し相互に助け合う農村づくり	農村コミュニティの整備	やや遅れ
	文化を創り育て伝え合う農村づくり	農業理解の促進	概ね順調
その他	林業の振興		順調

5. 国や北海道と帯広市の計画

本市の農業は、大規模畑作地帯として畑作4品を基本とする輪作体系を確立しております。価格支持制度から直接支払制度への国の農政の転換により、平成19年度に導入された小麦、てん菜、大豆、でん原馬鈴しょに係る直接支払制度である「水田・畑作経営所得安定対策」が、本市の農業経営上、極めて大きな意味合いを持つなど、本市の農業振興策が、国・北海道の動向と密接な関係にあることから、第5期農業・農村基本計画と国及び北海道の計画との関わりについて以下に述べます。

(1) 国の食料・農業・農村基本計画

平成17年3月、国は、食の安全に対する信頼が大きく揺らいだこと、農業生産構造の脆弱化等がすすんだこと、世界的な人口増加、食料需要の増大、地球温暖化の進展等世界の食料需給に関する不安定化要因が顕在化したことを背景に、食料・農業・農村政策全般にわたる改革を急速にすすめるために「新たな食料・農業・農村基本計画」を策定しました。

施策の基本的な方針は、①食の安全や食生活に関する関心の高まり、②多様化・高度化する消費者・実需者ニーズへの対応、③農業の構造改革の遅れ、④多面的機能や農村に対する期待、⑤グローバル化の進展に対応するものとしていきます。さらに、平成20年12月、国の計画見直しにあたり、食料・農業・農村は、①食料供給に対する国民の不安は増大、②国内農業の脆弱化、③農村地域の活力の一層の低下などの厳しい事態に直面していると現状を分析しています。

これらの危機的状況は都府県において顕著であり、米粉の利用や飼料米、裏作小麦、裏作大豆の振興、農地法の改正による農業生産法人以外の賃借による農地の効率的な利用増進など、水田の有効活用や耕作放棄地の対策が急務とされています。

本市の農業構造を都府県のそれと比較した場合に大きな隔りがあることから、必ずしもすべての課題を共有することはできませんが、食料供給基地として、グローバル化の進展に的確に対応しつつ、消費者・実需者ニーズをふまえた安全・安心な農畜産物の生産を積極的に展開するとともに、農業・農村の多面的機能を積極的に活用するなど、おいのある農村づくりをすすめる必要があります。

(2) 北海道の第3期北海道農業・農村振興推進計画

平成18年3月、北海道は、担い手の減少や高齢化、食の安全・安心に対する

消費者の関心の高まり、さらには、国際貿易交渉や国の「食料・農業・農村基本計画」に基づく農政改革など、北海道の農業・農村を取り巻く情勢の変化や課題に的確に対応し、持続的に発展する農業・農村づくりをめざして、「第3期北海道農業・農村振興推進計画」を策定しました。

これまでの農業・農村のあり方を見直し、国民や道民の期待に応え、消費者と生産者の結びつきを基本として、「食」と「環境」、これを支える「人」や「地域」という4つの視点を重視した将来像を掲げて各種施策の展開方向を示しています。

北海道の農業は、専門的な農家を主体とした土地利用型農業を中心に、大規模で生産性の高い農業が展開されており、北海道農業全体の現状と課題や今後の施策の展開方向は、基本的には本市にも共通しています。

本市でも、消費者と生産者が「食」を通じて強い絆で結ばれた農業・農村を基本に、安全・安心で良質な農畜産物の生産をすすめるとともに、農畜産物の付加価値を高める加工や販売の促進、地産地消などを強化していく必要があります。

さらに、環境にやさしい持続性の高い農業を堅持し、多様な担い手が活躍しながら、農業経営の体質強化と安定をはかるなど、地域が輝く農業・農村となるよう施策を推進する必要があります。

第2章 帯広市農業の現状と課題

1. 帯広市農業の特性

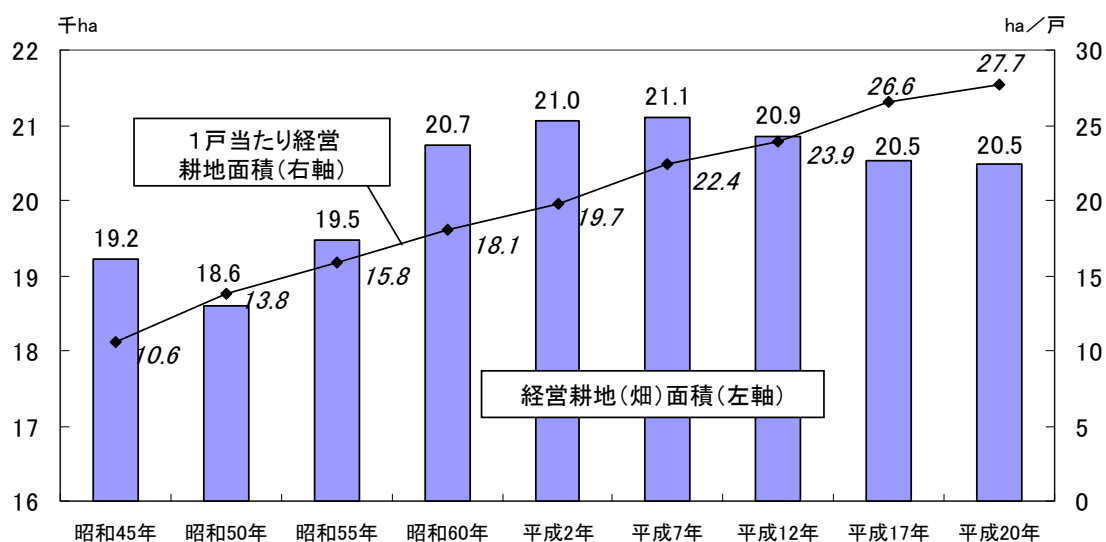
特性1 畑作・酪農主体の土地利用型農業の展開

明治16年、依田勉三を中心とする「晩成社」が帯広に入植し、開拓が始まりました。以来、寒冷な気象条件にありながらも品種改良、肥培管理技術の向上や土地基盤整備をすすめ、今日では、日本でも有数の食料供給基地として発展しています。

本市では、整然と区画された農地において、輪作体系（小麦、てん菜、豆類、馬鈴しょ）を基本とする畑作と酪農が、バランスよく展開されています。

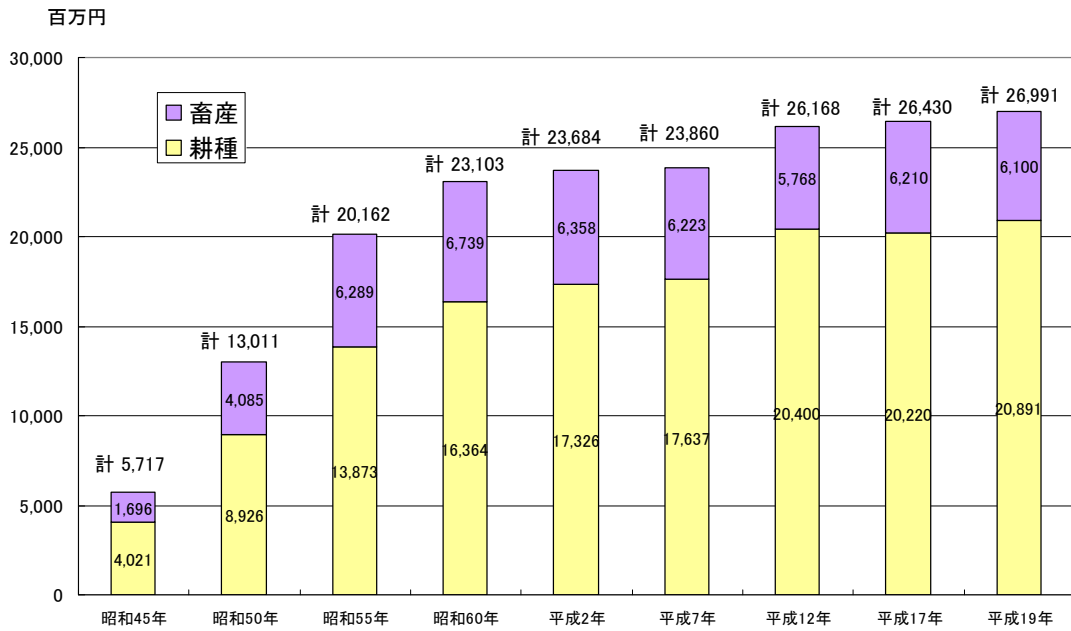
平成20年度の1戸あたりの平均耕地面積は、27.7haと、都府県平均の約20倍に達し、認定農業者等による大規模で機械化された生産性の高い土地利用型農業が行われています。

図1 経営耕地（畑）面積の推移



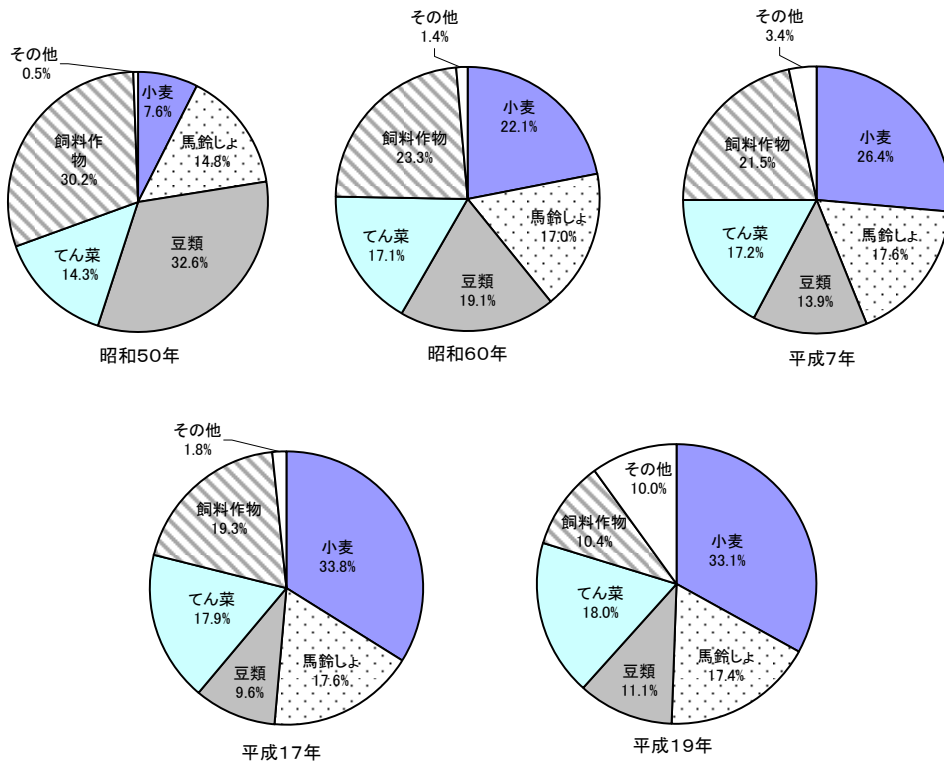
資料：北海道農業基本調査、農林業センサス、帯広市農業委員会調べ

図2 耕・畜別農業産出額の推移



資料：北海道農林水産統計年報(平成19年は帯広市農政課推計)

図3 主要作物の作付割合の推移



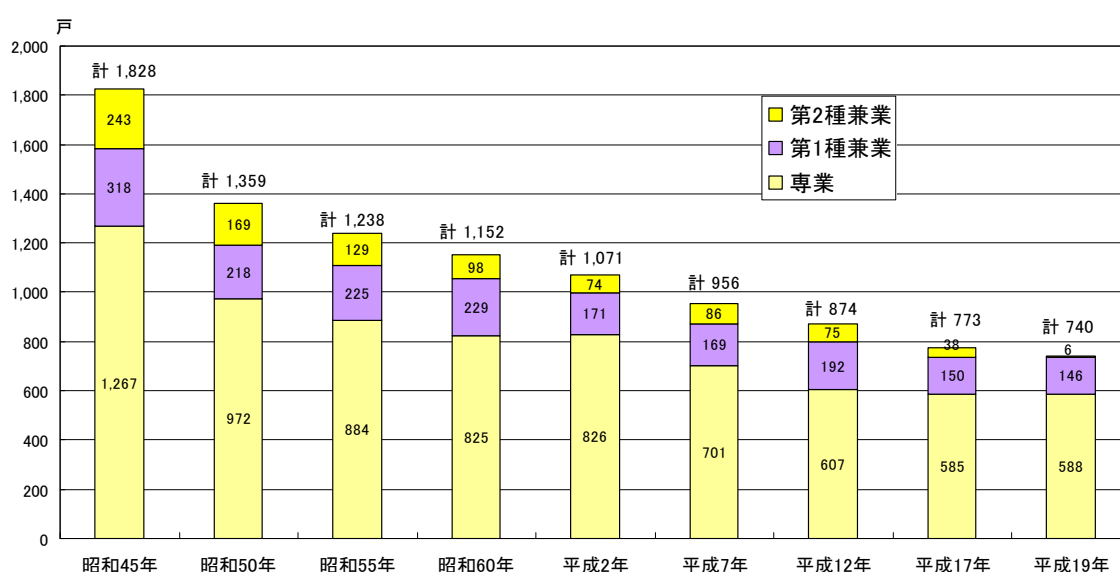
資料：北海道農林水産統計年報、帯広市内農協調べ

特性2 専業農家が8割近い農家構成

総農家数に占める専業農家数は、全740戸のうち、588戸と約8割に達するとともに、家族経営を主とした農業が行われています。

また、平成21年に実施したアンケート調査によると、60歳未満の農業経営者が7割以上を占めており、そのうち約半数において後継者がいると答えています。さらに9割を超える経営者が、今後、現状以上の経営規模を目指すとしており、意欲の高さがうかがえます。

図4 農家戸数の推移



資料：北海道農業基本調査、農林業センサス、帯広市内農協調べ

特性3 集約的作物の導入

さらなる農業所得向上のため、地域の基幹的作物である小麦、てん菜、豆類、馬鈴しょに加え、長いも、大根、グリーンアスパラガスなどの集約的作物の導入にも力を入れています。

特に、長いもは、台湾等へ輸出されるなど新たな販路拡大にも積極的に取り組んでおり、国内外から高い評価を得ています。

特性4 環境に配慮した農業の展開

本市では、「帯広市バイオマスタウン構想」や、「帯広市環境モデル都市行動計画」を策定し、低炭素社会の実現と資源循環型農業の実践として、減肥減農薬に取り組むエコファーマーの推進、廃プラスチックやビニールなどの適正処理、家畜排せつ物の堆肥への有効利用などをすすめています。

また、関係機関と連携しバイオマスを利用した新たなエネルギーの利活用について検討をすすめるとともに、農地の保全はもとより十勝・帯広らしい農村景観にも配慮し耕地防風林の保全にも取り組んでいます。

特性5 都市と農村交流の多様な取り組み

本市は農村と都市が共生するまちづくりをすすめてきており、農業・農村とふれあう機会を提供し、多くの市民から農業・農村に対する理解を得ています。

また、生産者と消費者が直接対話できる機会として、市内各地で多くの農畜産物直売所が設置されるとともに、各種のイベントなども開催され、近年その数も増加しています。

2. 農業を取り巻く社会経済情勢

(1) グローバル化の進展

近年、政治や経済、文化など幅広い分野において国際化が進展しているなか、農業分野においては、国際的な食料需要の増大、バイオ燃料との競合に加え、主要産出国の天候不順等を背景とし、穀物価格が高騰するなど、我が国の農業は大きな影響を受けています。

また、貿易については、WTO交渉が続けられる一方、2国間によるEPAやFTA等の交渉による関税率の引下げなどにより農畜産物の市場開放がすすんでいます。

こうしたグローバル化の進展に対して、今後とも、経営基盤の強化と生産技術の向上等をすすめる必要があります。

(2) 環境問題の顕在化

世界的な人口増加や経済活動の拡大に伴い、温室効果ガスの排出などによる地球温暖化など、地球規模での環境問題が顕在化してきています。

農業においては、農業生産の過程で農業機械やハウスの加温等に起因する直接的な温室効果ガスの排出に加え、化学肥料やプラスチック等の農業生産資材の生産・流通・廃棄等により間接的にも大量の温室効果ガスが排出されています。

一方、農業は食料を生産する産業であるとともに、バイオマスを供給する産業として、低炭素社会の構築に貢献することが求められています。

このため、農業廃棄物の適正処理やバイオマスの利活用等による持続可能な環境保全型農業の推進が必要となっています。

(3) 食の安全・安心志向の高まり

BSEの発生、輸入食品の残留農薬及び食品の偽装表示などの問題を契機として、消費者の食の安全性に対する関心がこれまで以上に高まっています。

このため、農場から食卓にわたるフードチェーン全体のリスク管理を着実に実施するとともに、生産段階ではGAPやHACCP等の手法を参考にした管理の推進や食の安全性の向上のほか、食品の流通段階ではトレーサビリティの促進により食の安全・安心の確保が求められています。

また、食品事業者においては、食品に対する消費者の信頼確保のためコンプライアンス（法令遵守）の徹底が必要となっています。

(4) 少子高齢化の進行

我が国では、出生率の低下や平均寿命の伸長により少子高齢化が急速に進行しています。

特に、農村地域においては、都市地域に先行して少子高齢化が進行し、将来の生産年齢人口も減少すると見込まれています。

このため、農業分野においても担い手の育成・確保をすすめるとともに、高齢者の豊富な経験や知識の活用が必要となっています。

(5) ライフスタイルや食生活の多様化

国民のライフスタイルの変化にともない、豊かな自然に恵まれた農村地域で様々な余暇活動を楽しむ人が増加しています。

また、健康志向の高まりなどから、有機農畜産物や機能性のある食品などの需要が増加するとともに、女性の社会進出等を反映し、外食や調理済み食品の持ち帰り（中食）が増加するなど「食」の外部化・多様化がすすんでいます。

このため、農村の持つ魅力を高めるとともに、多様な消費者ニーズに対応した製品開発や販売戦略が必要となってきています。

(6) 情報通信技術等の進展

インターネット等の情報通信技術（ICT）の進展により、農畜産物のネット販売の拡大、農作物市況、営農情報及び行政サービス等が簡単に受けられるようになり、また、人工衛星等の活用による土壌や栽培管理等の情報提供が行われるなど他産業と連携した取り組みもすすめられています。

一方で、都市部に比べ農村部の情報通信網（超高速ブロードバンド）の整備は遅れがみられ、今後、生産性の向上や経営の効率化をすすめるにあ

たり、情報通信技術のさらなる活用とともに、農村部の快適な生活環境づくりのための情報通信網の整備が求められています。

(7) 農政の転換

WTOなどの新たな貿易ルールに対応して、これまですべての農業経営に対して品目別に講じられていた経営安定対策を見直し、施策の対象となる担い手を明確化した上でその経営の安定をはかるため、平成 19 年に水田・畑作経営所得安定対策が導入されました。

本市の農業は、小麦、てん菜、豆類、馬鈴しょの畑作4品を主とした輪作体系を確立しているため、この対策による収入の農業所得に占める割合は、極めて大きくなっており、今後の農政の転換においても、安定的な農業所得の確保が求められています。

3. 帯広市農業の主要課題

本計画では本市農業の主要課題を以下のように整理しました。

(1) 持続性のある生産体制の推進

めまぐるしく変化する社会経済情勢の中、将来においても安定した農業経営を行うため、さらなる生産基盤の整備、生産技術の向上、経営の効率化をすすめる必要があります。また、環境問題や食の安全に対する消費者の関心の高まりに応えるため、環境に配慮し安全で安心な農畜産物の生産をすすめる必要があります。

(2) 酪農・畜産経営の安定

近年、酪農・畜産業は飼料用穀物の価格高騰等によって経営がひっ迫する状況にあり、自給飼料基盤に立脚した酪農・畜産業の育成が喫緊の課題となっています。また、BSE、鳥インフルエンザなどの家畜伝染病の発生に起因し、国産畜産物に対して安全・安心を求める消費者ニーズが高まっており、より厳格な衛生管理が求められています。

今後も、経営コストの削減や、経営の多角化によるリスク分散、衛生管理体制を充実し経営の安定をはかる必要があります。

(3) 担い手の育成・確保

現在の本市農業の担い手については概ね確保されていますが、高齢化の進行などにより今後減少は避けられない状況にあり、将来の担い手である

後継者への円滑な経営移譲をすすめるとともに、より一層経営感覚に優れた担い手を育成する必要があります。また、繁忙期における労働力不足に対応するため、臨時雇用労働力の確保をはかる必要があります。

(4) 農畜産物の付加価値の向上と消費拡大

本市で生産される農畜産物は、地域内外から高く評価されていますが、原料供給型の農業だけでなく、さらなる付加価値の向上をはかるため、加工品の開発やブランド化などをすすめる必要があります。また、消費拡大をはかるため、地産地消や販路拡大をさらにすすめる必要があります。

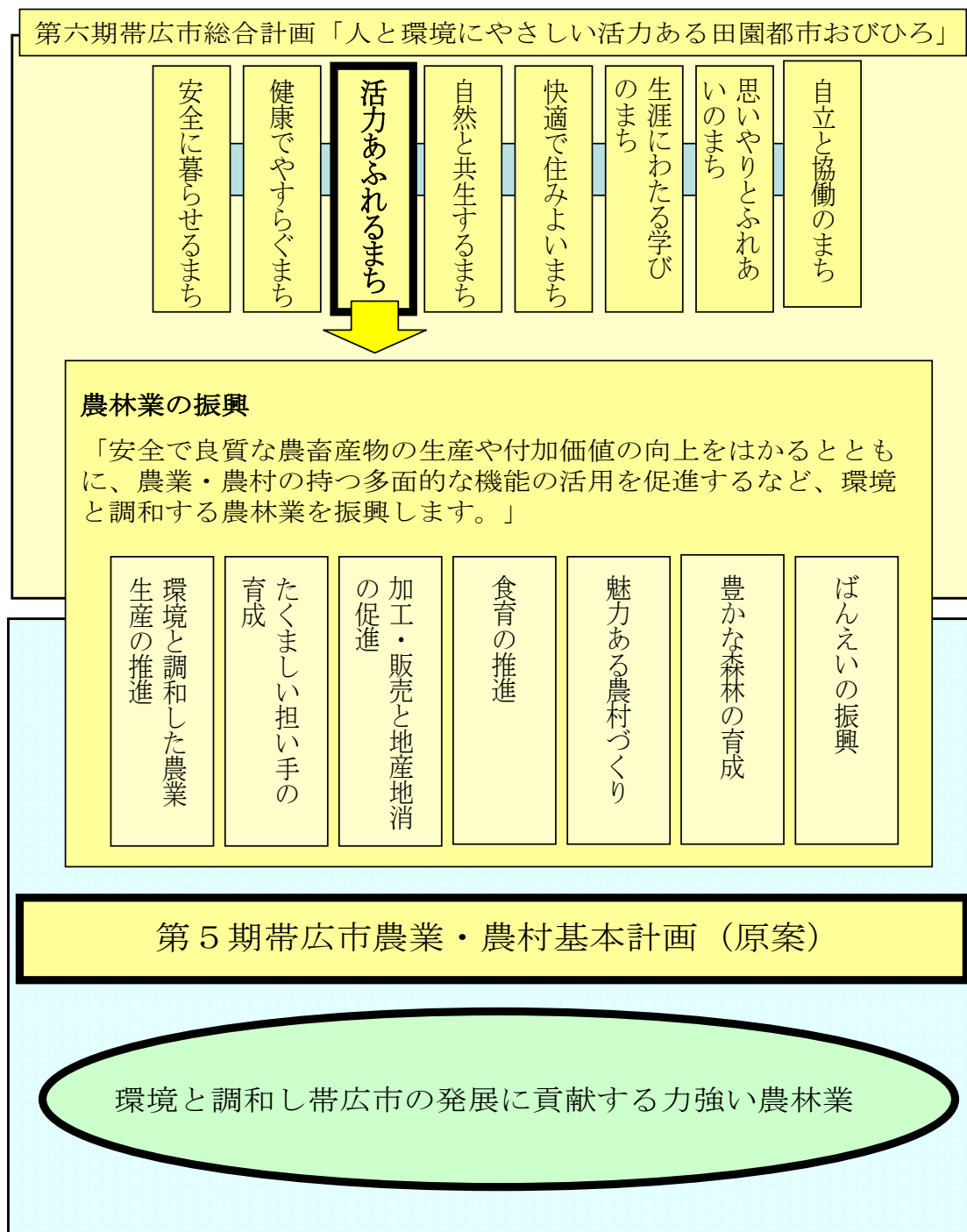
(5) 地域コミュニティの維持・活性化

今後、農家戸数及び農村人口の減少は避けられない状況にありますが、農村地域の快適な生活環境づくりのために、農村地域の生活環境の整備や都市と農村の交流をはじめ、農村地域への定住の促進など、農村地域の活性化をすすめる必要があります。

第3章 計画の基本方針及び指標

1. 基本方針

「第5期帯広市農業・農村基本計画」は、総合計画の施策の目標の実現に向けた具体的指針を示す帯広市の農業施策の柱として、以下の基本方針に基づき計画を推進していきます。



2. 計画の指標

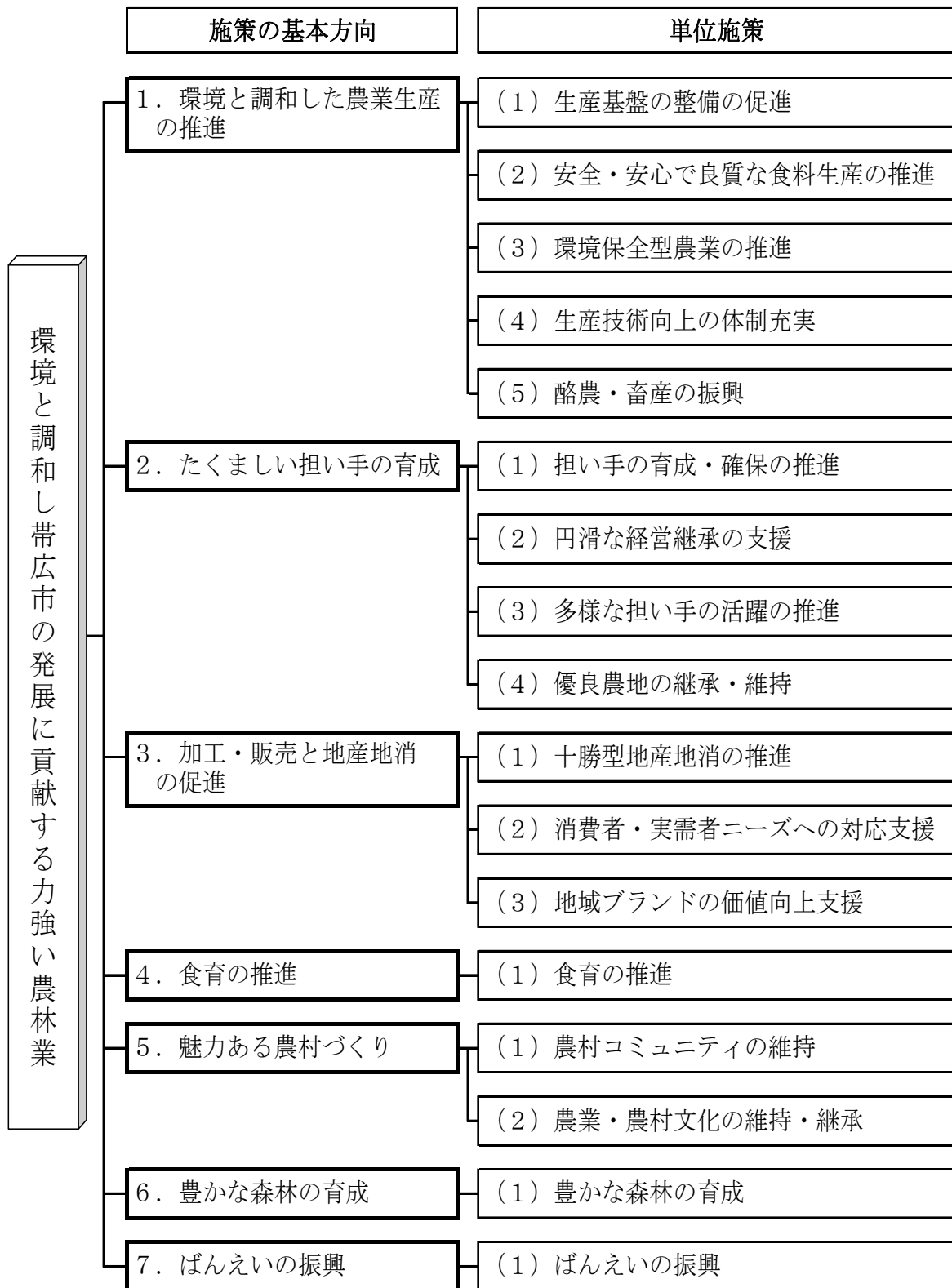
本市の農業・農村に関する課題をふまえて、計画の実現のために以下の指標を設定します。

	指標名	基準値	目標値 (H31)
第5期帯広市農業・農村基本計画 (※1)	農家戸数	740 戸	710 戸
	農用地面積	20,216ha	20,200ha
	温室効果ガス排出削減量	—	68,579t-CO ₂ /年
	(うち、自給飼料の増加)	(—)	(22,546t-CO ₂ /年)
	(うち、防風保安林・耕地防風林の多面的活用)	(—)	(16,597t-CO ₂ /年)
	(うち、不(省)耕起栽培の促進)	(—)	(15,444t-CO ₂ /年)
	(うち、バイオマスの利活用)	(—)	(7,562t-CO ₂ /年)
(うち、その他)	(—)	(6,430t-CO ₂ /年)	
第6期帯広市総合計画 (※2)	市内食料自給率	285%	335%
	農業産出額	269.9 億円	280.0 億円
	環境に配慮した農業を実践する農家数 (※3)	147 戸	200 戸
	農業体験・学習参加した市民の数	2,893 人	3,500 人
	耕地防風林苗木植栽数	5,660 本	7,000 本

基準値については、※1はH20、※2はH19。

※3は、国や北海道が公的に認定した「JAS有機、YESクリーン、特別栽培、エコファーマー」の実農家数

第4章 施策の基本方向及び各事業



環境と調和し帯広市の発展に貢献する力強い農林業

1. 環境と調和した農業生産の推進

(1) 生産基盤の整備の促進

農業の生産性・収益性向上のため、土づくりを支援するとともに、国や北海道と連携し、生産基盤の整備をすすめます。農業・農村資源の質的向上をはかる地域ぐるみでの効果の高い共同活動をすすめます。

①総合的な生産基盤の維持・整備

輪作体系を基本に有機物投入などによる地力増進のための土づくりを支援するとともに、国や北海道の制度を活用しながら、食料供給基地として多様な農業が展開可能となるよう、長雨やかんばつ、低温などの災害に強い農地整備をすすめます。また、関係機関や地域と連携し生産基盤の適切な維持管理をすすめます。

②農地集団化の推進

効率的で生産性の高い農地利用の促進と、経営基盤の強化をはかるため、地域の合意形成を基本とした担い手に対する農地の集団化による交換分合や利用集積をすすめます。

(2) 安全・安心で良質な食料生産の推進

地域農業を支える土地利用型農業を主体とした畑作や、近年産地形成がすすんでいる長いもや大根などの青果物、酪農・畜産の振興を堅持しつつ、農薬や化学肥料の削減による環境負荷低減をすすめ、環境との調和に配慮した農業生産を推進します。

①クリーン農業の推進

土壌診断による適正な施肥設計や有機質資材の活用等、農薬と化学肥料の削減につながる取り組みを促進し、環境負荷の少ないクリーン農業をすすめます。

②安全で良質な農畜産物の安定生産の推進

輪作体系をはじめとする蓄積された技術の裏づけのもとに、新たな技術の導入をすすめるとともに、家畜の衛生指導体制の強化や飼養管理技術の向上をはかり、消費者ニーズに的確に対応する、安全・安心で良質な農畜産

物の安定生産をすすめます。

③基幹的農畜産物の生産維持

国等の生産支援策を計画的に導入し、地域農業の基幹作物である土地利用型作物、長いもや大根などの青果物及び畜産物の生産を堅持します。

また、全国有数の食料供給基地として食料自給率向上の一翼を担っているため、地域の共同体制、土地利用の再編をすすめ、効率的な生産体制を強化します。

④新たな作目の展開

畑作4品に加え、長いもや大根、グリーンアスパラガスなどが第5、第6の作物として農家経営に大きく寄与するまで定着してきました。地域の実情に即した多角化は農家経営の安定に資することから、大規模畑作経営に適した野菜の導入や、多様化する消費者ニーズをふまえた希少野菜や有機栽培農作物等の生産振興に取り組みます。

⑤有害鳥獣駆除事業の推進

鳥獣による農作物被害は、エゾシカ、ヒグマによる被害が8割を占めています。農作物被害を防止し、安定的な農業生産を行うため、鳥獣の習性や生息状況などを勘案した防除技術の活用をはかり、関係機関と連携した被害防止に取り組みます。

(3) 環境保全型農業の推進

畑作と酪農の混合地帯である地域農業の特性を活かし、「帯広市バイオマスタウン構想」に基づいたバイオマスの有効活用などによる環境保全型農業を推進します。また、環境モデル都市として、農業分野においても低炭素社会の実現に向けた温室効果ガスの削減などに取り組みます。

①バイオマス利活用の推進

地域内から排出される作物残さ、規格外農産物、家畜排せつ物などのバイオマスを、家畜飼料、良質堆肥、エネルギーなどに変換する総合的な循環システムを構築し、その利活用をすすめます。

②農業廃棄物の適正処理の推進

農業用資材等のビニール、プラスチック類の農業廃棄物について、関係

機関とともに再利用を軸とした適正処理及び排出量の低減をすすめます。

③地球温暖化防止への取り組み推進

環境モデル都市として、家畜排せつ物をはじめとしたバイオマスの利活用の推進、飼料自給率の向上及び防風保安林や耕地防風林の適正な維持管理、太陽光発電などの新エネルギー、省エネルギー機器・設備の利用促進などにより、温室効果ガスの削減に努めます。

また、良質な堆肥と不(省)耕起栽培との組み合わせにより、土壌中への二酸化炭素貯留を促進し、広大な農地を温室効果ガスの吸収源とする取り組みを推進します。

(4) 生産技術向上の体制充実

農業技術センターを核に、関係機関と連携をはかりながら地域農業者への各種情報提供や技術研修等を実施します。また、地域に合った実践的な技術研究を行うとともに、農業者グループなどが取り組む技術開発を支援します。

①農業技術拠点の強化

地域の課題を解決する新たな取り組みを支援するため、帯広市農業振興公社とともに実践的な農業技術の支援体制を充実し、農業技術センターを核とする農業技術拠点の機能強化をすすめます。

また、地域農業の生産体制強化のため、農業協同組合や試験研究機関と連携し、生産振興に関する試験研究の実施及び技術情報の集積をすすめます。

②農業情報システムの充実

農業者に対する営農技術の向上や経営改善をはかるため、関係機関と連携しながら、これまで蓄積してきた営農技術対策や気象情報を活用するとともに、情報提供体制の充実をはかります。

また、消費者に対する農業理解の促進のため、生産現場情報等の提供を円滑にすすめます。

③新技術の開発及び導入の促進

生産技術の改善や生産性の向上をはかる、新しい技術開発の研究など農業者グループなどの取り組みを支援するとともに、農業協同組合や農業改

良普及センター等と連携し、新技術の実証試験・普及、栽培技術体系の確立をすすめます。

④研究機関との連携強化

試験研究機関等で取り組まれている収量増加や耐病性の向上、温暖化等に対応した新品種の研究、GIS、リモートセンシング、フィールドロボットなどの最先端の技術に関する研究について、関係機関との情報共有をはかるとともに、実践・普及に向けた取り組みについての共同研究や連携強化をすすめます。

また、中長期的な展望に立ちつつ、急がれる地域バイオマスの利活用や地球温暖化防止に貢献する技術開発のため、大学などの研究機関と連携をはかります。

(5) 酪農・畜産の振興

畑作と並び本市農業の基幹である酪農・畜産の安定的発展のため、恵まれた自然環境を活かした自給飼料の生産を基本とし、安全・安心を求める消費者ニーズに応え、良質な畜産物の生産・供給を促進します。

①自給飼料基盤の強化と飼料自給率の向上

本市の恵まれた自然環境を活かして自給飼料の生産を一層促進するとともに、多様な飼料生産基盤の整備をすすめ、飼料自給率の向上をはかり、国際価格が乱高下する輸入飼料への依存割合を抑制し、足腰の強い酪農・畜産の確立と安定的な発展に取り組めます。

②良質で安全・安心な畜産物の生産振興

安全・安心で良質な畜産物の生産振興のため、家畜衛生対策の実施と畜産環境への配慮等、生産段階での衛生管理の充実・強化をすすめます。

また、生産した畜産物の安全・安心を確保するため、関係機関と連携し、加工・流通段階における衛生管理を促進するとともに、消費者の期待に応える質の高い安全・安心な畜産物の供給をすすめます。

③畜産経営の安定

近年の生乳消費の低迷や牛肉・豚肉価格の低下、飼料や資材価格の高騰等により畜産経営が厳しさを増していますが、本市の農業の持続的な発展のためには、バランスの取れた畑作・酪農の発展が不可欠であり、酪農・畜産

経営の安定的発展のために乳用牛、肉用牛、豚、馬等の生産振興をすすめます。

酪農振興については、帯広市八千代公共育成牧場の機能強化をはかり、育成牛を預託する生産者のニーズに的確に応えるとともに、自給飼料の供給等、新たな取り組みをすすめます。

自給飼料生産の拡大や新しい技術を用いた飼養管理技術の向上をはじめ、農作業受委託組織やヘルパー組織等との連携により、労働の効率化や経営コストの低減をすすめます。

また、黒毛和牛の導入による酪農経営の多角化や馬の生産支援、肉豚の価格安定化や選果場残さ等を利用した自給飼料生産等を支援するなど畜産振興をすすめます。

消費面においては、生乳の消費低迷や畜肉の価格低下が地域での生産制限につながるため、再生産可能な価格への理解と消費拡大のための啓発を行います。

2. たくましい担い手の育成

(1) 担い手の育成・確保の推進

優良農地の引継ぎ手である担い手の育成や確保、農業経営体の経営力強化のため、関係団体と連携し、各種制度の円滑な情報収集と提供、相談体制の構築に努めるとともに、農業者向けの各種研修会の実施、低利資金の提供や利子補給などの支援をすすめます。

①担い手の経営力強化

本市農業の根幹を担う家族経営を主体とした経営体が、より効率的かつ安定的に営農できるよう、農業協同組合や農業改良普及センター等と協力し、経営診断や経営研修を実施し、経営改善を促進します。

また、規模拡大や複合化・法人化等によりさらに高度化した経営を目指す経営体を育成するため、関係機関と連携し、国の支援制度や制度資金の円滑な活用をすすめます。

市の融資制度については、農業者のニーズをふまえた運用をすすめ、農業者の創意工夫の促進と経営の安定化をはかります。

②将来の担い手の育成・確保

農業経営は、単に農作業のみならず、作付や飼養計画などの短期の計画、

数年後を見通した長期の経営計画、資産の管理、会計管理など様々な能力が必要とされます。たくましい農業経営者として自立するためにはこれらの能力を十分に身につける必要があり、将来の担い手を養成するために各種研修会の開催などによる経営者の能力向上を支援します。

とくに将来の担い手を育成するために、農業協同組合、農業改良普及センター、地域農業者等と連携し、農業後継者を対象とした、生産技術や経営管理手法を習得するための研修を実施します。

(2) 円滑な経営継承の支援

現在、本市の農業においては一定程度の農業後継者が確保され、将来にわたって本市農業が持続的に発展することが期待されています。しかし、経営者の代替わり期には、移譲プロセスにおける様々な課題が存在し、これに適切に対応することが必要になっています。

このため、経営移譲の前に、現経営者の経営・資産状況の把握や、農地の権利移動、農業者年金制度の各種手続きなどについて、両者の緊密なコミュニケーションによる相互理解を深めることはもとより、現在の経営主から農業後継者へ円滑に経営移譲が行われるように、農業協同組合や農業改良普及センター等と連携した相談体制づくりをすすめます。

(3) 多様な担い手の活躍の支援

農業の多様な担い手として、女性や高齢者の活躍を支援するための体制づくりをすすめるとともに、労働力不足の解消に向けた取り組みや、新規就農希望者の円滑な新規参入を支援します。

①女性・高齢農業者の活動促進

農業以外から嫁いだり、子育てが一段落した女性をはじめ、それぞれの女性の家庭環境にあわせた営農技術・経営技術向上のために、関係機関と連携した研修機会を設け、女性の農業経営や地域活動への参画についての支援体制づくりをすすめます。

農業経営の第一線を退いた高齢者については、その技術や知識、経験を次世代へ伝承する取り組みや、市民の農業理解の促進に貢献する活動などの機会の提供をすすめます。

②労働力不足解消の取り組み推進

農作業の繁忙期や搾乳時の労働力不足を解消するため、農作業受委託組織の活用を促進するとともに、関係機関と協力して、農商工の連携などによる新たな労働力の確保に向けた取り組みをすすめます。

③新規就農希望者への対応

十勝の農業に希望を持って新規就農を希望する若者も少なくありません。現状では初期投資等の問題から本市への新規就農は困難な面もありますが、関係機関と連携をはかりながら、情報提供など新規就農を希望する方々への支援を行います。

また、地域の実情に応じて、受入可能な地域や農業者、就農希望者との情報交換に努め、円滑な新規参入をすすめます。

(4) 優良農地の継承・維持

本市の優良な農地が担い手に継承されるように、関係機関と連携しながら耕作放棄地の未然防止や農地転用の適正化などの農地の保全と、効率的な土地利用のための利用調整をすすめます。

3. 加工・販売と地産地消の促進

(1) 十勝型地産地消の推進

地産地消は、地域で生産された農畜産物を地域で消費することであり、地域の食を通じた文化や生活を見直し理解することにつながります。

また、一般の流通に乗らない農産物を商品化することは、資源の有効活用や経済活動に繋がり、農業者の所得向上に寄与します。

このため、農業者自らが取り組む地産地消に加え、食品加工業者、小売店・飲食店などと連携し、地域内で加工、販売まで行う大生産地ならではの十勝型地産地消を推進します。

①農畜産物の地場消費拡大

市民が地場農畜産物を容易に購入できるよう、地域内流通を促進するとともに、農業者自らが販売する機会を設けるほか、消費者への情報発信を行い、地産地消をすすめます。

②農畜産物小規模加工の支援

農業者が自ら行う農畜産物の加工・販売など、付加価値向上のための多様な取り組みをさらにすすめ、安全で安心な地場農畜産物加工品の販路の開拓や起業のための取り組みを支援します。

③地域内連携による地産地消の推進

地域で生産された農畜産物が地域内で加工され、地域内の小売店や飲食店での販売による地産地消は、より付加価値を高めるとともに、地域内での雇用を創出するなど、さまざまな分野に経済効果を波及させることから、地域内の一次・二次・三次産業が相互に連携した大生産地ならではの十勝型地産地消を推進します。

(2) 消費者・実需者ニーズへの対応支援

本市において生産される農畜産物は、地域内、道内、道外、また長いものは海外においても高い評価を得ています。これは農業者をはじめ関係機関が長年にわたり、消費者・実需者のニーズに応える高品質な農畜産物生産のために努力した結果であります。

今後も、消費者・実需者ニーズを的確にふまえた新たな農畜産物の生産や販売への取り組みを支援します。

(3) 地域ブランドの価値向上支援

地場農畜産物の国内外への消費拡大をはかるため、消費者や流通業、外食産業などとの交流、情報交換をすすめるほか、実需者ニーズに対応した生産・加工・販売を促進し、地域ブランドの価値向上を支援します。

①地場農畜産物の付加価値の向上

地場農畜産物を活用した付加価値の高い商品の開発に向け、研究機関や食品製造事業者等との産学官連携をはかり、生産や加工に関する技術の向上をすすめます。

また、主要農作物の一次加工施設や二次加工食料品製造業などの集積に向けた取り組みをすすめます。

②地域ブランドの確立と販路拡大への支援

地域団体商標にも登録されている十勝川西長いも、大正マークイン等、既存の地域ブランド等を活用し、十勝・帯広の観光、物産展との連携などにより国内外へ広く発信するとともに、新たな地域ブランド品の創出やさらなる販路拡大への取り組みを促進します。

また、地域の農畜産物や農村資源、観光資源などを活かし、農を中心に商工、観光などと連携した取り組みをすすめ、地域の結びつきを強固なものとして、生産現場から商品まで一体となった地域ブランドの確立を支援します。

4. 食育の推進

(1) 食育の推進

市民が健康で豊かな生活を実践できるよう、家庭、学校、地域などとの連携を密にし、食育を総合的に推進します。また、農業に関する体験や学習の機会を提供するなど、消費者の農業に対する理解を深めるための取り組みを推進します。

①食育の推進体制の確立

命の源である食べ物を生産する農業への理解促進、栄養バランスの取れた健康的な食生活の拡大、食への感謝の心や食文化への理解の醸成など、多岐にわたる食育に関する取り組みを推進するため、食育推進会議を開催するなど、関係者が密接に連携できる体制を確立します。

②食育推進のための方策

家庭における栄養バランスの取れた規則正しい食生活の実践・普及、学校給食などにおける地場産食材の積極的利用、農業理解等を通じた食べ物を大切にする心を育てる取り組みなど、様々な場面で、食育に関する取り組みを推進します。

特に、農業分野においては、生産現場における農業体験や生産者と直接対話できる機会の提供、消費者自らが育てた農作物や地場農畜産物を使った調理・加工教室の開催など、食への関心を高めるための取り組みをすすめます。また、農業の専門家を学校に派遣し農作業の栽培指導をするなど、児童・生徒が地域農業及び農畜産物への理解を深めるための取り組みをす

すめます。

5. 魅力ある農村づくり

(1) 農村コミュニティの維持

農村地域は、広大な農地とともに都市部に比べて相対的に人口密度が小さく、人口の減少や少子高齢化の進行は都市部以上に地域のコミュニティに影響を与えます。

農村地域におけるコミュニティの維持に取り組むとともに、快適な生活環境づくりのための様々な取り組みをすすめます。

①定住の促進

ライフスタイルの多様化、交通利便性の向上等を背景として、国民の居住に対する価値観が多様化する中で、自然環境の豊かな地域でゆとりある生活を営む田園居住に対するニーズが高まっています。農村地域における豊かな自然や美しい景観を活かし、優良な田園住宅の整備などにより、地域とともにうるおいのある農村づくりをすすめ、定住を促進します。

②農村地域の快適な生活環境づくり

農村地域に暮らす住民が快適でゆとりのある生活ができ、地域に住む人たちのコミュニティが維持できるよう、簡易水道、営農用水、集落排水、個別浄化槽などの生活環境整備をすすめるとともに、恵まれた自然環境を活かし、都市と農村の交流をすすめ、農村地域の活性化をはかります。

(2) 農業・農村文化の維持・継承

本市は、開拓時、全国の様々な地域から人々が入植し今日に至るまで、それぞれの地域の歴史や文化と開拓以来の北海道の新たな歴史と文化が交じり合い、地域ごと、家庭ごとの文化として連綿と受け継がれており、その歴史と文化への理解を深める取り組みをすすめます。

また、農村地域には、豊かな自然や耕地防風林及び景観緑肥など生産活動と一体化した美しい景観があり、生産基盤である農地の維持・保全をはかりながら、これらの景観を守り育みます。

①地域と農業の歴史、文化の継承

本市農業の発展を伝える古い農機具を展示するとかち農機具歴史館や旧川原邸のあるとかち大平原交流センターを中心に、古い農機具を使った農業の実体験やばん馬を活用した馬耕を実施するなど、地域の高齢者とともに歴史を伝える取り組みをすすめます。

②地域の歴史と食文化の理解促進

農村各地域や家庭の「ハレ」の食事などの食文化には、開拓から今日に至る歴史と私たちのアイデンティティが込められています。地域の農畜産物を一番知っている農家のお母さんたちを中心に、代々伝わる料理や加工方法の講習会や試食会の開催など、農村地域の食文化を通して、開拓に至る歴史と文化への理解を促進します。

③豊かな景観の維持

農業の多面的機能のひとつとして、「良好な景観の形成機能」があります。これは、農業生産を通して美しい景色・景観が維持され、地域住民やそこを訪れる人々に対して美的感覚に訴え、心を和ませる働きをもつものです。十勝・帯広においても畑作・畜産を通して、独特の農村景観が維持されています。今後とも、地域と連携しながらこの機能を維持・発展させ、豊かな景観を守ります。

④都市と農村の交流

地域の農業が持続的に発展していくためには、地域農業の大切さを知る市民の後押しが必要です。

このため、若手農業者を中心とした都市と農村の相互交流など、地域の農業に対する理解を促進する取り組みをすすめます。

6. 豊かな森林の育成

(1) 豊かな森林の育成

森林は、木材などの生産をはじめ、風害防止、山地災害防止、生活環境保全、水源かん養、森林浴などの保健文化など多くの機能を有しており、近年の地球環境問題により、森林の果たす役割がさらに注目されています。

こうした森林の持つさまざまな機能の発揮のため、帯広市森林整備計画

等に基づく市有林の適切な維持管理や民有林の整備を促進します。また、独特の農村景観を形成している耕地防風林は、風による農地の土壌飛散を防ぎ、農作物の生産性の向上に役立っています。こうした機能についての認識を深めるため、地域農業者への周知を行うとともに、苗木代の助成を実施することで耕地防風林の保全をすすめます。

あわせて、適切な森林整備をすすめるために、担い手の育成や地産材の利活用の促進、国有林・民有林・市有林の整備・管理等による雇用拡大の検討など関係機関と取り組みをすすめ、林業の活性化を支援します。

7. ばんえいの振興

(1) ばんえいの振興

北海道の開拓の歴史を今に引き継ぐ馬文化であり、世界で唯一のばんえい競馬を振興します。

また、馬文化、食育、地産地消など農業や観光情報の発信拠点として、競馬場の利活用をすすめます。

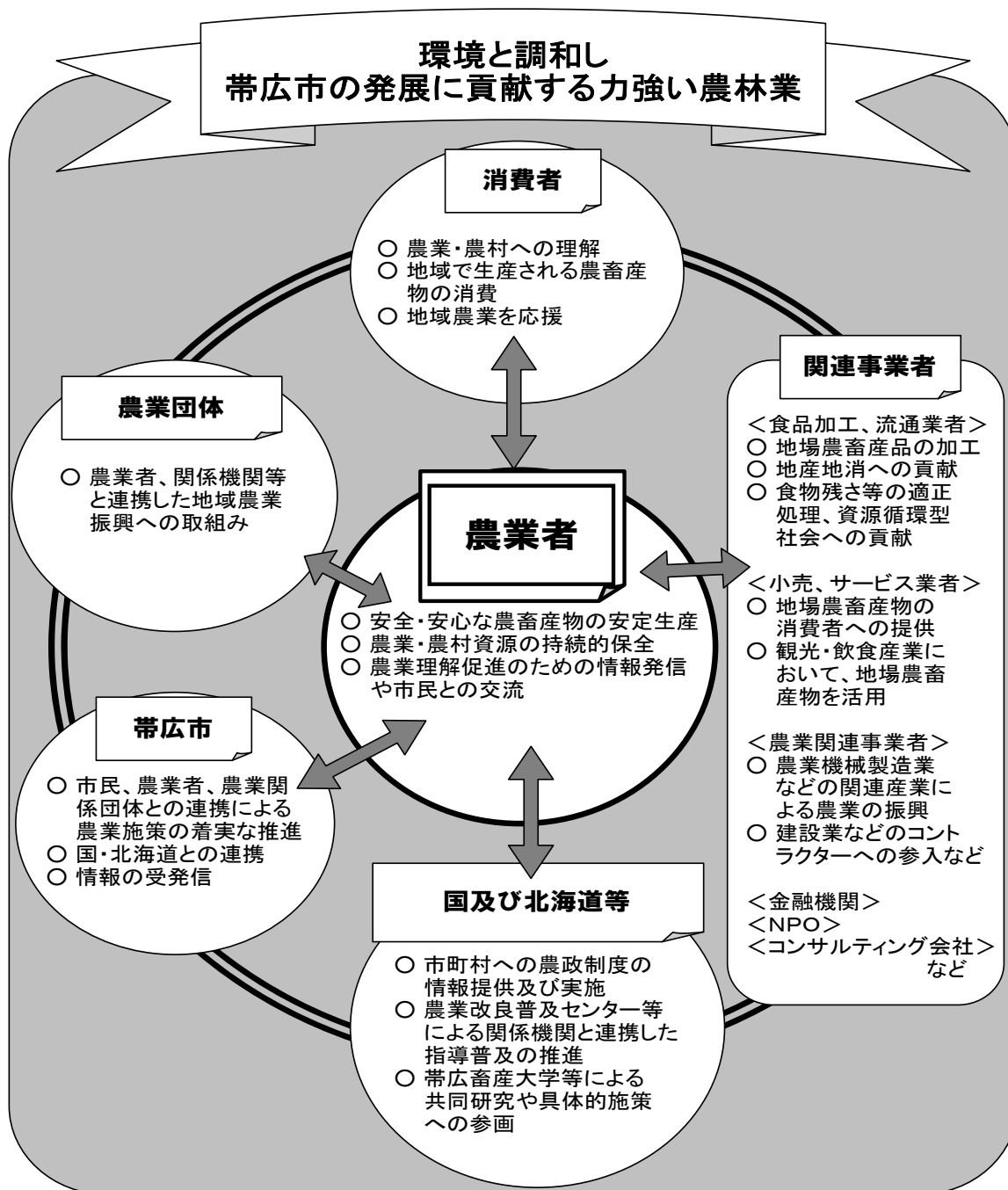
農用馬は本市農業の発展に大きな役割を果たし、開拓時代のお祭りとして楽しんだ「草競馬」が「ばんえい競馬」へと引き継がれています。

今後も、地域の特色ある資源として、また、貴重な文化遺産として継承に取り組めます。

第5章 計画の推進体制

本計画を推進するために、本市は農業者とともに、消費者や農業団体、その他関係機関などと相互に連携・協力しながら、様々な点で協働による取り組みをすすめる必要があります。

このことから、「環境と調和し帯広市の発展に貢献する力強い農林業」を目指して各主体の協働の取り組みを次のように位置づけ、計画を推進します。



(参考資料) 用語解説

裏作

一つの耕地に、時期を変えて一年間に二種類以上の作物を栽培する際、おもな作物を表作、その他を裏作という。

エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、都道府県知事から、たい肥等による土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産方式を導入する計画について認定を受けた農業者の愛称。

温室効果ガス

大気中の赤外線を吸収し、地表付近の大気を温める効果を持つ気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタンなど6つの気体を温室効果ガスとしている。

環境モデル都市

低炭素社会の実現に向け、温室効果ガスの大幅な排出削減など、高い目標を掲げて先駆的な取り組みを行う都市として内閣府が選定した都市。平成22年3月現在、帯広市を含め13都市が選定されている。

クリーン農業

たい肥等の有機物の施用などによる土づくりに努め、化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめるなど、農業の自然循環機能を維持増進させ、環境との調和に配慮した、安全・安心で品質の高い農産物の生産をすすめる農業。

耕作放棄地

高齢化、過疎化による人手不足で、過去一年間耕作されることがなく、今後数年の間に再び耕作される予定のない農地。遊休農地。

耕地防風林

吹き付ける風を分散することによって、周囲の風の力を弱くし、作物の損傷、耕地の地温の低下及び表土の飛散を防ぐなどの効果があり、農作物の増収と品質の向上を目指して農家によって造成・管理される防風林。

交換分合

細分・分散している農用地を、区画、形状等を変更することなく、地域ぐるみで所有権などの権利を交換することによって、広く使いやすい農用地にまとめる（集団化する）こと。

食育

望ましい食習慣を身に付けるとともに、食の安全や地域の産物、食文化についての理解を深め、健全で豊かな食生活をおくる能力を育むこと。

食料・農業・農村基本計画

食料、農業及び農村に関する施策の総合的、計画的な推進をはかるため、施策の基本的な方針や食料自給率の目標、総合的、計画的に講ずべき施策について示した計画。

飼料自給率

国内で消費される飼料（家畜のえさ）のうち、国内産が占める割合。

飼料米

牛や豚などの家畜に給餌する米。食用より多収の品種であり、余った水田を活用でき飼料の輸入を減らすことができると期待されている。

水源かん養

森林の土壌が、降水を貯留し河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。

水田・畑作経営所得安定対策

米・麦・大豆・てん菜・でん粉原料用馬鈴しょを作付し、一定の条件を満たす農業者を対象に、生産コストのうち販売収入では賄えない部分を国の交付金により補てんする制度。

なお、国は、水田・畑作経営所得安定対策に代わる新たな制度として、戸別所得補償制度導入の検討をすすめている。

生分解性資材

トウモロコシなどを原料とした植物由来のプラスチック資材。使用後に畑にすき込むことで、土中の微生物によって分解されることから環境に配慮することができるが、資材代が高価であることなどの課題もある。

地球温暖化

二酸化炭素など赤外線を吸収する温室効果ガスの濃度が高まり、地球の温度が上昇する現象。

地産地消

地域の消費者ニーズに応じた農業生産と生産された農産物を地域で消費する活動を通して、農業者と消費者を結びつける取り組み。

低炭素社会

温室効果ガスの排出量と吸収量のバランスを取りながら、便利で豊かな暮らしができる社会。

田園住宅

農山村地域、都市近郊その他の自然的環境を形成している地域に所在する住宅。

十勝型地産地消

地域で生産された農畜産物が地域内で加工され、地域内の小売店や飲食店で販売され、さらに地域内での雇用を創出するなど地域内の一次・二次・三次産業が相互に連携して付加価値を高める十勝ならではの地産地消の名称。

土地基盤整備

農業生産に必要な土地・水源を確保し、その整備水準を高めることにより農業の生産性の向上をはかるとともに、農村地域での生活環境の改善と活性化を促すために行う事業。

土地利用型農業

土地を集積し効率的に活用する農業。一定以上の規模の土地に適用することで生産性が飛躍的に上昇し、高い効果が得られるような農業を指す。品目は米、麦、大豆、飼料作物など。

鳥インフルエンザ

A型インフルエンザウイルス感染による鳥類の疾病。鳥インフルエンザのうち鶏等に高致死性の病原性を示すもの等を高病原性鳥インフルエンザと呼ぶ。

トレーサビリティ

食品の生産、加工及び流通の特定の一つまたは複数の段階を通して、食品の移動を把握できるようにしておくこと。

認定農業者

経営改善を図ろうとする農業者で、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画について市町村から認定を受けた者。

農業・農村の持つ多面的機能

国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料やその他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能のこと。

農業用プラスチック

ハウス等の被覆シート、長いも茎葉ネット、肥料袋などの農業用資材のこと。使用後の農業用廃プラスチックは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により産業廃棄物として取り扱われ、農業者自らの責任において適正に処理することが義務づけられている。

農作業受委託組織

労働時間の短縮や機械経費の削減等により、ゆとりある経営を実現するため、耕起や農作物の収穫等の農作業の請負を行う組織。農業者による営農集団や農協のほか、民間企業などによるものがある。

ハレ

儀礼や祭、年中行事などの「非日常」を表す言葉。晴れ。(ケ(褻)は、普段の生活である「日常」を表す。)

バイオエタノール

サトウキビやトウモロコシなどのバイオマスを発酵させ、蒸留して生産されるエタノールを指す。

バイオ燃料

生物体(バイオマス)の持つエネルギーを利用したアルコール燃料、その他合成ガスのこと。バイオエタノールなど。二酸化炭素の総排出量が増えないと言われていることから石油燃料の代替物として注目されている。

バイオマス

エネルギーなどに利用することができる、家畜排せつ物や食品廃棄物などの生物に由来する資源。

肥培

肥料を施して作物を育てること。

不（省）耕起栽培

畑を耕起しない又は簡易に耕起する栽培方法。省力化が可能であるほか、土壌中に含まれる炭素の大気中への放出を抑制するなどの利点がある。

フードチェーン

一次生産から消費までの食品及びその材料の生産、加工、配送、保管及び取り扱いに関わる一連の段階及び活動。

フィールドロボット

農作業の効率化と省力化を目的として、ほ場や施設で作業を行う機械や装置のこと。

ブロードバンド

本来は「広帯域」という意味であるが、現在では主に、ケーブルテレビやADSL、光ファイバなど（超）高速インターネット基盤を利用した高速・大容量の情報通信サービスのことをいう。

ヘルパー

必要な労働力を補うため、農業者の依頼に応じて農作業に従事する者。

保安林

水源のかん養等特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更が制限される。

有機栽培

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業。有機農業。

リモートセンシング

対象を遠隔から測定する手段。人工衛星や航空機などから地上付近を観測する技術。

輪作

一定年の期間、同じほ場において種類の違う作物を一定の順序で栽培することをいう。労働配分の均衡化、土地利用率の向上、危険の分散といった効果があるほか、土壌伝染性病害虫や雑草の発生抑制、肥料の利用率の向上、土壌養分のバランス維持による地力の維持増進等を図る効果があるとされている。

B S E (牛海面状脳症)

B o v i n e S p o n g i f o r m E n c e p h a l o p a t h y の略。異常プリオンたんぱく質（細胞たんぱく質の一種が異常化したもの）に汚染された飼料（B S E感染牛の脳等を含む肉骨粉等）の摂取により経口感染すると考えられている牛の疾病。

E P A (経済連携協定)

E c o n o m i c P a r t n e r s h i p A g r e e m e n t の略。2つ以上の国が、水際及び国内の規制の撤廃や各種経済制度の調和など経済関係を強化し、貿易・投資の自由化・円滑化を促進することを目的に結ぶ協定。

F T A (自由貿易協定)

F r e e T r a d e A g r e e m e n t の略。特定の国や地域の間で貿易を自由化する協定。多国間協定を基本とするWTOの協定では、関税そのほかの制限的通商規則を、実質上、すべての貿易で廃止することを条件に協定締結を認めている。「実質上」の定義は定まっておらず、「貿易の9割以上を無税化し、特定分野を除かないこと。」というのが一般的な解釈。

G I S (地理情報システム)

G e o g r a p h i c I n f o r m a t i o n S y s t e m の略。位置に関する情報をもったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示できる高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。

G A P (農業生産工程管理)

G o o d A g r i c u l t u r a l P r a c t i c e の略称。農作物の食品安全性や品質確保、環境負荷低減を目的に、適切な生産方法を示す手引き

とその手引きを実践する取り組み。

HACCP（危害分析重要管理点）

Hazard Analysis and Critical Control Pointの略。食品安全上重要な危害要因（有害な微生物や化学物質等）を同定し、評価し、制御するシステム。HACCPは、最終製品検査を主に頼るよりは、むしろ危害要因の混入を防ぐことに重点を置いている。

WTO（世界貿易機関）

World Trade Organizationの略。GATT（関税と貿易の一般協定）体制に代わり平成7年に発足した貿易に関する協定の管理運営、加盟国間の貿易交渉を推進する国際機関。